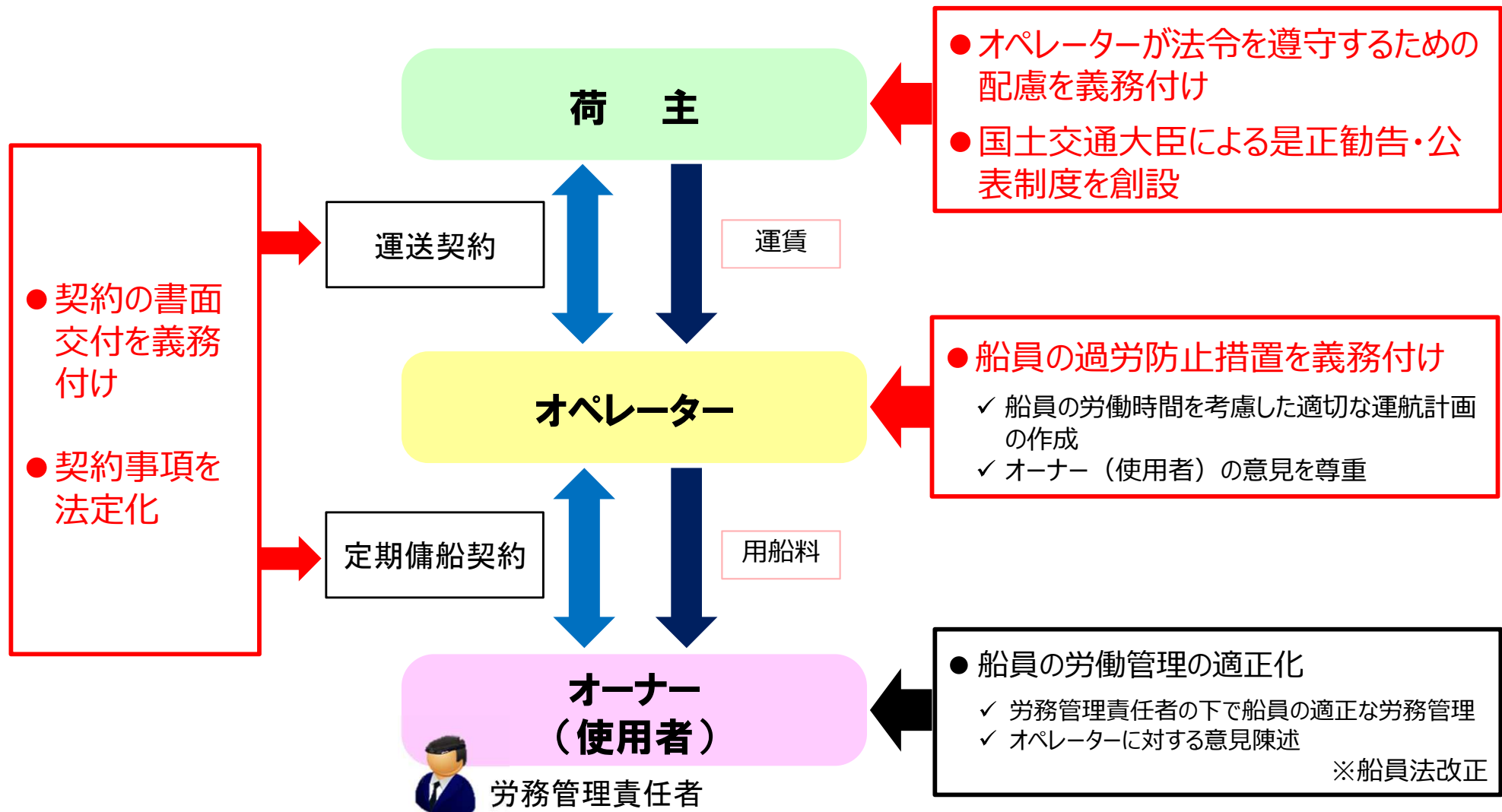


R3.12.22 安定・効率輸送協議会(3部会合同会合)

【資料4】 内航海運業法の改正

内航海運における取引環境の改善のための措置

荷主・オペレーターに船員の労務管理への配慮を求める仕組みを構築
契約内容を「見える化」し、適正な運賃・用船料の収受につなげる



契約の書面交付の義務付け・契約事項の法定化

- 内航海運業に係る業務に関して契約を締結したときは、当該契約の相手方に対し、**国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付**しなければならない。
(改正内航海運業法第9条第1項)

※契約相手方から承諾を得ることにより、書面交付に代えて**オンライン（メール等）による提供も可能**です。（改正内航海運業法第9条第2項）

契約において記載すべ事項 （改正省令第11条の2第2項）

- 契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 提供する**役務の範囲、期間及びその対価**に関する事項
- 提供する**役務に係る費用を負担する者**に関する事項
- 荷役作業その他の**内航海運業に附帯する業務を行う者**及び**当該業務に係る費用を負担する者**に関する事項
- **契約の変更及び解除**に関する事項
- **損害賠償の責任**に関する事項賠償責任
- 定期傭船契約にあっては、次に掲げる事項
 1. 当該契約に係る**船員の職種及び数並びに予備船員の数**に関する事項
 2. 当該契約に係る船員の過労を防止するための**航行期間の制限その他の船舶の利用の制限をする場合は、当該制限**に関する事項

オペレーターによる船員の過労防止措置

- オペレーターは、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画の作成、その他の船員の過労を防止するために必要な措置を講じなければならない。
(改正内航海運業法第12条第1項)
- オペレーターは、船員の過労防止措置を講じるにあたり、オーナー（使用者）の意見を尊重しなければならない。
(改正内航海運業法第12条第2項)

安全管理規程で定める内容 (改正省令第13条第3号ロ(1))

- オペレーターに作成義務がある『安全管理規程』で定めなければならない内容に、運航計画等の作成時における船員の労働時間の確認に関する事項追加

【例】安全管理規程（一部抜粋）

（運航計画及び配船計画の作成及び改定）

第21条 運航管理者は、当社が運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合、これらに関連する安全性の確保等について検討するものとする。

2 運航管理者による前項の検討においては、次に掲げる事項について考慮するものとする。

(1) 省略

(2) 乗組員の適切な労働時間

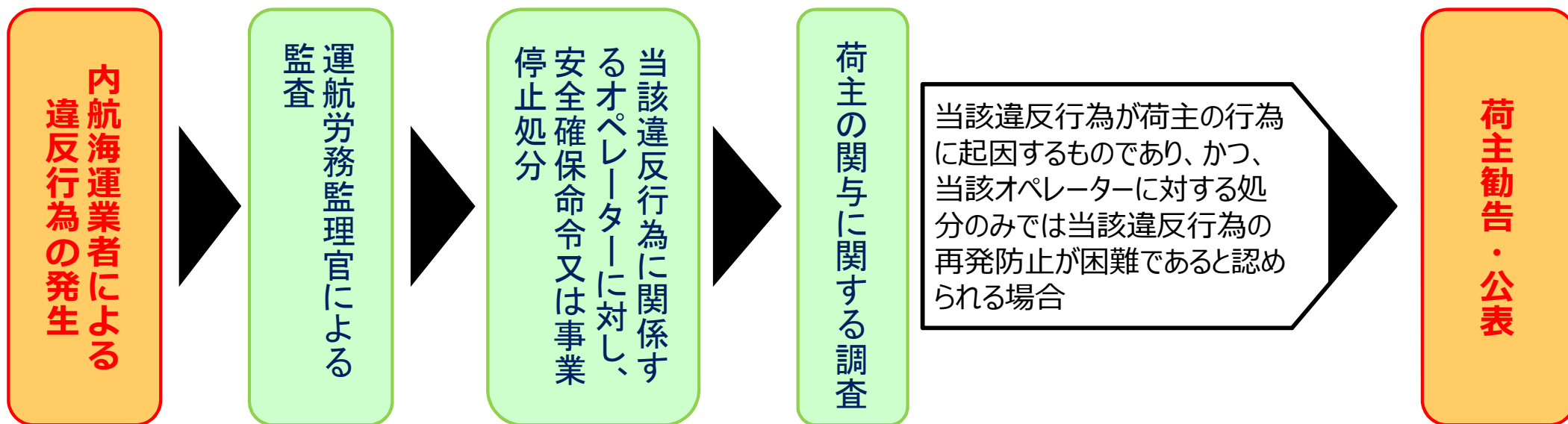
3 運航管理者は、前項第2号について、船舶所有者を通じて確認しなければならない。

4 運航管理者は、船舶所有者等から、乗組員の労働時間、作業による心身への負荷その他乗組員の状況に鑑み、運航計画又は配船計画の改定の必要があるとして意見を受けた場合は、その意見を尊重しなければならない。

荷主の協力促進のための措置

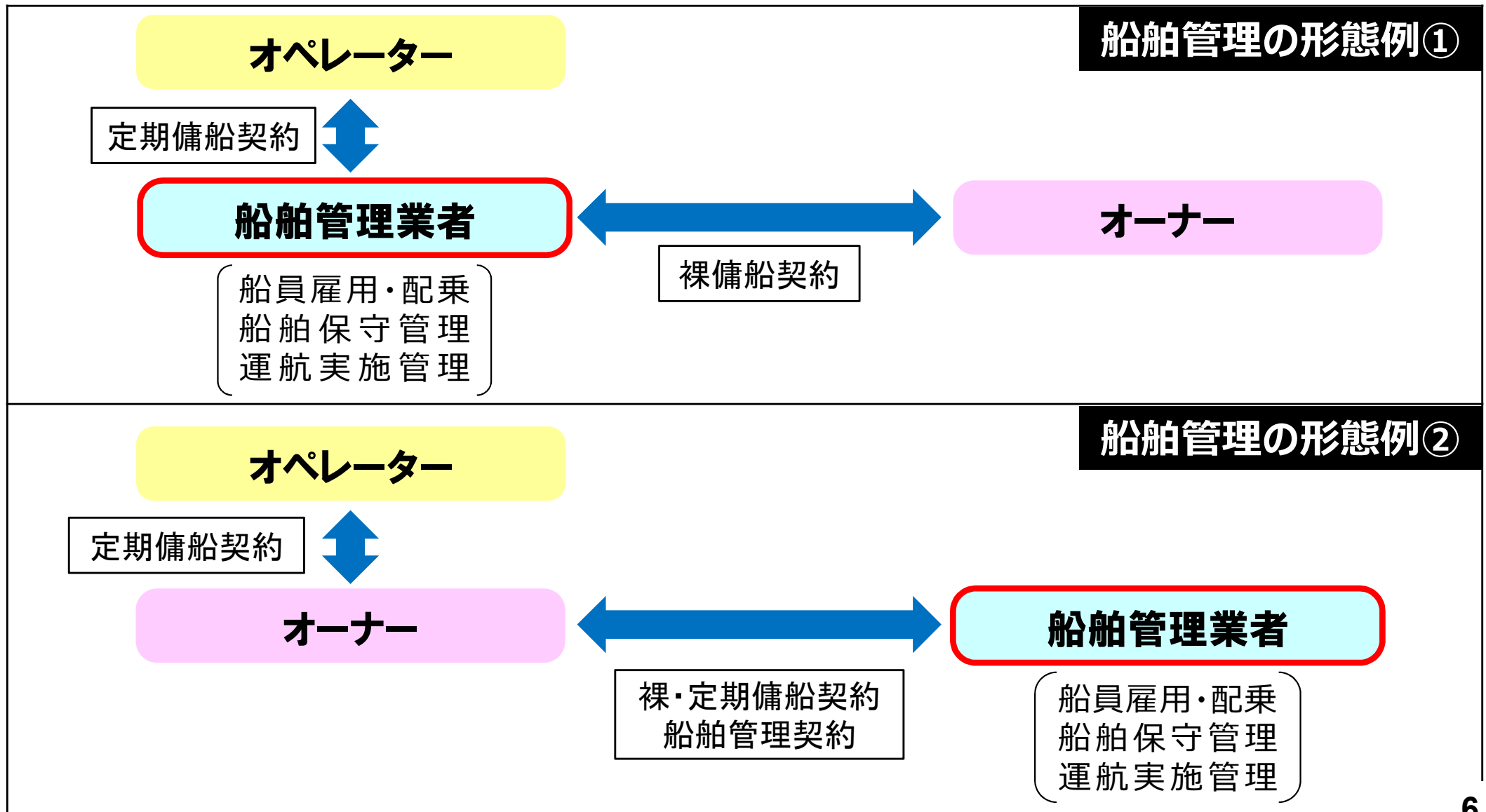
- 荷主は、**オペレーターの法令遵守に配慮**しなければならない。
(改正内航海運業法第29条)
- オペレーターが法令違反により処分を受け、**当該違反行為が荷主の行為に起因**するものであり、かつ、**当該オペレーターに対する処分のみでは当該違反行為の再発防止が困難**であると認められる場合、国土交通大臣は、**当該荷主に対し、再発防止措置をとるべきことを勧告**することができ、当該勧告したときは**公表**する。
(改正内航海運業法第30条第1項、第3号)

荷主への勧告・公表の流れ



内航海運の生産性向上のための措置

船舶管理業の登録制度を創設し、事業としての信頼性を向上



船舶管理業の登録制度の創設

- 内航海運業法で「船舶管理業」を内航海運業の1つに位置付け、登録を義務付け。
(改正内航海運業法第2条第2項第3号)

	現 行	改正後
事業の種類 (法第2条 第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ① 内航運送をする事業 ② 内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業 	<ul style="list-style-type: none"> ① 内航運送をする事業 ② 内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業 ③ 内航運送の用に供される船舶の管理をする事業※1 <p>※1 委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、他人の需要に応じ、<u>当該船舶に船員を乗り組ませ、当該船舶の点検及び整備並びに航海を行う業務</u></p>
登録要件 (法第6条 第1項)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>国土交通省令で定める総トン数又は長さ</u>※2の船舶を有していること <p>※2 総トン数：100トン以上 長さ：30メートル以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①と② • 国土交通省令で定める総トン数又は長さの船舶を有していること ③ • 事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準※3に適合する財産的基礎を有していること <p>※3国土交通省令で定める基準（改正省令第5条の2） 財産及び損益の状況が良好であること</p>